

2011年度  
横浜市の予算編成に対する  
日本共産党の重点要望

2010年9月24日

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団控室

TEL. 045-671-3032 FAX. 045-641-7100

## 目 次

2011年度横浜市予算編成にあたっての要望書	2
I. 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を	
1. 子育て支援の強化を	3
2. 学校教育の充実を	4
3. 生涯学習の充実を	7
II 福祉・医療を充実させ、市民の命とくらしを守るために	
1. 高齢者施策の拡充・改善を	8
2. 障害者施策の拡充を	8
3. 国民健康保険の改善を	10
4. 生活保護に関して	10
5. 市民税の減免制度の改善を	10
6. 保健・医療施策に関して	10
III 横浜市中小企業振興基本条例を生かした横浜経済の振興を	
1. 横浜市中小企業振興基本条例（基本条例）を実効あるものするために	12
2. 中小企業・自営業者の振興を	12
3. 制度融資の一層の改善を	12
4. 商店街の活性化・振興策を	13
5. 市内の経済循環を旺盛にする公共工事の発注を	13
6. 生き生きと生活できる雇用の創出を	14
7. 市内農業を守り育て、食の安全と緑の確保を	14
IV 環境にやさしい、基地のない平和で安全な街づくりを	
1. 市街地区域の拡大にストップをかけ、都市部の緑と斜面緑地を守る	16
2. 地球温暖化をくい止め、資源循環型社会の実現をめざす	16
3. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏での公共基盤整備を図る	17
4. 災害に強い安全な街づくりをめざす	17
5. クルマ依存社会を脱却し、バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を	18
6. 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を	18

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市議員団  
団 長 大 貫 憲 夫

## 2011年度横浜市予算編成にあたっての要望書

円高の進行は、金融危機による一時期の底から脱しつつあった日本経済に悪影響をおよぼし、輸出依存の産業界、特に中小企業を苦境に追いやっています。

市内においてもその厳しさは同様であり、市民の暮らし向きは好転するどころか、その逆という状況下にあるところです。

本市の実施した市民意識調査（2010年度結果速報）によると、心配ごとや困っていることについて、「自分の病気や老後のこと」40.5%、「景気や生活費のこと」35.6%、「家族の健康や生活上の問題」34.7%と、市民の生活実態を如実に反映した結果を示しています。特に、「景気や生活費のこと」が過去最高水準となっていることが注目されます。

国政においても地方政治においても、こうした国民、市民が置かれている状況の打開にむけてその役割発揮が求められています。私たち議会もその一翼を担っており、その責任の大きさを痛感しているところです。

市民意識調査における市政への要望では、1位が「病院や救急医療など地域医療」34.8%で、次いで「高齢者福祉」31.3%、「高齢者や障害者が移動しやすい街づくり」25.8%、「地震など災害対策」25.4%となっています。いま、市政に求められるのは、こうした市民要望に応えた福祉増進をなにより優先する立場からの予算編成ではないでしょうか。

私たちはこの夏も、各界・各層と、予算要望に関する懇談会開催を積み重ねてきました。この要望書は、これらの団体や多くの市民の方々から寄せられた各種要望を踏まえて、取りまとめたものです。

予算編成にあたって、積極的に取り上げられるよう、要請いたします。

# I. 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を

## 1. 子育て支援の強化を

### 1) 産科・小児医療、救急医療体制の充実を

- ①お産のできる施設を民間医療機関と相談して、市の責任で増やすこと。お産のできる病院・診療所が1か所もない栄区には、早急に取り扱い施設を設けること。
- ②周産期母子医療センターを拡充すること。
- ③横浜市医師会看護専門学校（菊名校）の2014年度3年課程（全日制）の開設にあたり、必要な改修費設計費など開設のための支援を行うこと。
- ④妊婦健診の公費助成を増額し、継続すること。

### 2) 小児医療費助成の対象年齢を当面小学6年生まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃すること。

### 3) 認可保育所について

- ①待機児童解消は、認可保育所定員枠の拡大等に頼ることなく、認可保育所の新設・増設を基本としてすすめること。
- ②民間保育所において、保育士等常勤職員の雇用の確保と処遇改善ができるよう、運営費補助を増やすこと。
- ③保育を市場化し、国・自治体の責任を放棄することになる「こども・子育て新プラン」は中止するよう、国に求めること。
- ④市立保育所の耐震化計画で、2015年度まで実施計画になっている26園の耐震工事を前倒しで早急に実施すること。
- ⑤民間保育所の耐震化の大幅な遅れを解消するため、耐震診断・耐震工事費を全額公費で進めること。
- ⑥市立保育所の職員の半数が、非常勤・パート職員で占められている。保育士・調理師の退職者の補充は、正規職員で行うなど、保育の質を安定的に確保するため、正規職員の確保に努めること。また、定員外入所に当たっても、実態に合わせ、正規保育士を配置すること。
- ⑦法人の保育所認定にあたり、保育所運営能力などを加え、認定基準を引き上げる
- ⑧民間保育所の運営費や補助金を弾力運用や貸付金として用いる場合、市独自でルールを作り、禁止も含め、用途を厳しく制限すること。
- ⑨民間保育所の運営に問題が生じた場合、区役所と連携して速やかに対応すること。また、運営費の用途につき、指導監査の指摘に改善が図られない場合、特別指導監査など必要な措置を速やかに実施すること。

### 4) 横浜保育室について

- ①市内の0～2歳児保育の3分の1を担っている横浜保育室に対し、基本助成費を大幅に引き上げること。
- ②毎年、年度当初から中間期まで定員に空きが生じ、助成費が減額するため、常勤

職員の雇用やベースアップに伴う給与支給が困難である。常勤職員を保持し、年度途中でスムーズに入所を受け入れられるよう、定員が充足するまでの間の職員を安定して雇用できるような補助金制度を設けること。

③就学までの一貫した保育を望む保護者の声に応えるため、3歳児助成費をアップし、4・5歳児への助成を新設すること。

④2010年度から実施している横浜保育室保育料軽減制度について、広報紙や窓口などを通して市民への周知を十分図ること。

⑤横浜保育室や認可外保育園に勤務していた保育士が認可保育所に移った場合、その勤務年数を前歴として経験年数に加算すること。

5) よりよい保育行政のために

①食物アレルギーや発達障害をもつ子どもが増えている。食物アレルギーの子どもを保育している認可保育所・横浜保育室に対して、支援制度を設けること。

②発達障害を持つ子どもを保育する施設に対する助成制度を拡充すること。

③認可保育所、横浜保育室への営利企業の参入は、規制すること。

6) 学童保育について

①高額な保育料の保護者負担の軽減を図るため、放課後児童クラブに対する運営費を増額すること。

②放課後児童クラブの補助金対象を6年生までに拡大すること。

③市の責任で施設を確保し、家賃補助の上限額を引きあげること。

7) 幼稚園就園奨励金の額を引き上げること。

8) 要望の強い、保育所等の福祉施設や幼稚園の上下水道料金減免制度を復活させること。

9) 児童虐待が増えている現状から、児童相談所のケースワーカー等の職員と一時保護所の定員を増やし、児童養護施設等その後の受け入れ施設を引き続き増設すること。

10) 子育て家庭の貧困対策を抜本的に強化し、予防対策を全庁的に進めること。

## 2. 学校教育の充実を

1) 少人数学級等による行き届いた教育を

①来年度、国が小学1・2年生を対象に35人学級を実施するとしているが、市独自で国に先駆けて3年生以上にも35人学級を実施すること。

②深刻な教師不足を解消するため、正規教員の採用枠を増やすこと。

③産休・育休・療養休暇中の代替職員は、各学校まかせにせず、市教育委員会の責任で配置すること。

2) 子どもが大切にされる教育を

①「義務教育は無償」の原則にたった学校教育ができるよう、保護者負担をなくすこと。

- ②就学援助の適用について、所得基準額を現行の1.3倍に引き上げ、申請方式も東京都足立区にならい、所得状況等を申請者の了解を得た上で市が把握する方式に見直すこと。
- ③就学援助申請の窓口を学校ではなく、教育委員会とし、郵送を主とすること。
- ④教科書採択の手続きには、教科書を直接使用する教員の意見が反映できる、以前の「学校票」のような方式を取り入れること。
- ⑤2011年度の中学校教科書の採択方法は、無記名投票を改め、各教育委員が自分の見解を表明したうえで記名投票とすること。
- ⑥教科書採択地区が全市1地区となったが、これは政令市において複数の採択地区とするよう求めた教科書無償措置法16条や、採択地区の小規模化・適正化を求める閣議決定に反するため、元の18採択地区に戻すこと。
- ⑦抽出といえども、全国一斉学力テストには参加しないこと。
- ⑧小・中学校の図書館に、兼任の司書教諭ではなく、専任の学校司書を配置するよう予算措置を国・県に働きかけること。また、市独自で計画的に配置すること。
- ⑨「学校評価」は、本来学校の持つ多面性と総合性になじまないものであり、評価の客観化や標準化が難しいため、やめること。
- ⑩私費負担となっている不登校児童・生徒の健康診断費用を市費負担とすること。
- ⑪市民運営の「引きこもり」「不登校」の児童・生徒の「居場所」や「学びの場」を、家賃補助等で支援すること。
- ⑫学校行事で「日の丸」「君が代」を強制しないこと。「国旗・国歌」法制定過程で確認されている「内心の自由」を、子ども・保護者・教職員のすべてに保障すること。
- ⑬軍事施設である米軍横浜ノース・ドック親子見学会は、実施しないこと。

### 3) 快適な教育環境の整備を

- ①2010年猛暑日の劣悪な教室環境を教訓とし、窓の外に柵を設けて窓を全開できるようにするなど、教室に風が通るよう環境の改善に努力するとともに、計画的にエアコンの設置を進めること。温度管理に不可欠な寒暖計を全教室に早急に取り付けること。
- ②学校特別営繕費を増額し、遅れている屋上防水・外壁補修などの学校営繕を進めること。
- ③トイレなどの学校施設のバリアフリー化を促進すること。
- ④来年4月実施予定の「通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」では、通学区域の広域化につながり、児童・生徒の負担増も懸念されるため、市民の声を聞き、拙速な実施は行わないこと。

### 4) 安全で豊かな学校給食の充実を

- ①「食は教育」の立場から、中学校の完全給食実施にむけ、検討委員会を立ち上げること。

②官製ワーキングプアの増大を招いている学校給食調理業務のこれ以上の民間委託をやめ、直営で実施すること。

③学校給食の食材は、一括購入だけでなく、地場産の野菜や地元商店街の利用を促進すること。

④全校に正規の学校栄養職員を、市費で配置すること。

#### 5) 障害児教育の充実を

①特別支援学校の大規模化を解消するため、施設がない北部・西部に小中高等部を持つ市立特別支援学校を新設すること。

②盲・ろう特別支援学校の早期教育(0・1・2歳)の専門教諭の定数を決めるよう、県に働きかけること。

③盲・ろう特別支援学校に配置されている非常勤講師の配置時間を増やすこと。

④難聴言語障害児が通う通級指導教室のうち、通う児童が増えている綱島東・市ヶ尾小学校などでは教室を増設すること。また、市内2校にしかない中学校の通級指導教室を増設すること。

⑤市立高校の特別支援教育の条件整備をすすめること。

⑥聴覚障害のある児童・生徒が利用するノートテイクボランティア(要約筆記)制度の年間120回の利用回数を増やすこと。私立学校については、県に要望すること。

⑦特別支援学校の「はまっこふれあいスクール」等、障害児が放課後活動する場を拡充すること。

⑧個別支援学級等の合同合宿学習に使用するバス代を全額公費負担に戻すこと。宿泊料も全額公費負担とすること。

#### 6) 夜間学級(夜間中学)の教育条件改善を

①専任教諭を配置すること。

②一校8名となっている生徒受入枠を拡大すること。

③学級の設置校を増やすこと。

④ポスター・チラシ・ホームページ・広報誌への掲載などで、夜間中学のPRに力を入れること。

#### 7) 高等教育の充実を

①公立の全日制高校の定員枠の拡大を公私立学校設置者会議で働きかけること。とりわけ、2012年度は市立中高一貫教育校開設をふまえて、定員を拡大すること。

②横浜総合高校の移転に当たっては、総合学科にふさわしい施設整備を行うこと。また、必要な運動場スペースを確保すること。

③戸塚定時制高校で行われている就労支援機関につなぐための若者サポートステーションとの連携を、横浜総合高校へも取り入れること。

④戸塚定時制高校については、早急にバリアフリー化を行うこと。

### 3. 生涯学習の充実を

#### 1) 図書館の充実を

- ①今後、図書館に指定管理者制度を導入しないこと。
- ②毎年大幅に減額されている図書等購入費を増額すること。
- ③他都市とくらべて人口比で少ない図書館を、各区2館を目標に計画的に増設すること。
- ④川崎・藤沢・町田など隣接する市の図書館との相互貸出制度を作ること。
- ⑤現在全市で1台しかない移動図書館車を各区に1台配置することを目指し、当面は方面別に配置すること。

#### 2) 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を

- ①金沢、港北など未整備区での区民文化センターを早期に整備すること。
- ②武道館の整備とともに、公式野球場やサッカー場、スケボー場など、各種スポーツ施設の整備を方面別に進めること。また、料金を低廉にし、誰もが気軽に利用できるようにすること。
- ③市民の利用が多い公園プールや余熱利用温水プールなどを廃止しないこと。
- ④横浜ラポールにあるような障害児者用のスポーツ施設を南部方面にも設置すること。
- ⑤道志青少年野外活動センターのキャンプ場は、廃止しないこと。



## Ⅱ 福祉・医療を充実させ、市民の命とくらしを守るために

### 1. 高齢者施策の拡充・改善を

#### 1) 介護保険事業について

- ①保険料を引き下げ、介護サービスを充実させるため、介護保険の国庫負担割合を10%引き上げ、国と自治体による公費負担割合が60%になるよう国に求めること。
- ②入所待ち解消にむけて、特別養護老人ホームの整備計画を引き上げるよう見直すこと。整備に当たっては、経済的負担の軽い従来型多床室も含めること。
- ③小規模多機能施設の利用を促進するため、十分な周知を行うこと。
- ④「緊急ショートステイ事業」を充実し、ショートステイ枠を増やし、要介護高齢者をかかえた家族支援を拡充すること
- ⑤介護予防拠点である地域ケアプラザの整備にあたっては、デイサービスを民間まかせにせず、デイサービスの利用率の高いケアプラザで実施すること。
- ⑥デイサービスの食費への助成を市独自に行い、負担を軽減すること。
- ⑦「介護予防」「自立支援」を理由にした家事援助サービスや保険料滞納によるサービスの一方的な打ち切りは、やめること。
- ⑧「地域包括支援センター」では、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士の3人体制を堅持し、兼務による2人体制は改めること。また、欠員を発生させないこと。
- ⑨介護人材確保のため、生活できる賃金水準の目標を設定し、介護労働者の大幅な賃上げを国に求めること。また、市独自の人材確保策を引き続き推進し、研修中の十分な生活支援や家賃支援も含めて、拡充すること。
- ⑩介護サービスを左右する認定調査員・認定審査委員の研修は、時間を確保し、十分行うこと。

#### 2) 高齢者生活支援に関して

- ①敬老特別乗車証制度については、健康づくりのためにも、利用制限につながる負担金の引き上げや応能負担を導入しないこと。
- ②「熱中症」の予防をはじめ高齢者の安否確認のための「見守り」ネットワーク体制を、民生委員、介護福祉士、保健師、地域等関係者の連携を図り、強化すること。

### 2. 障害者施策の拡充を

- 1) 国の動向を待つことなく、障害者権利条約の趣旨を活かした市の条例を制定すること。

#### 2) 障害者自立支援法に関して

- ①自立支援医療は市独自で全額助成すること。また、更新時の個人通知は、少なくとも更新申請書の受理期限の1か月前に通知し、1か月程度の遡及を認めること。
- ②自立支援法は、新法の成立を待たず廃止するよう、また、応益負担による利用者

負担は即刻中止するよう、国に求めること。

- 3) 横浜市在宅心身障害者手当を復活し、精神障害者も含めるよう拡充すること。
- 4) 障害者基礎年金の引き上げを国に求めること。
- 5) 将来にわたるあんしん施策の策定に関して
  - ①障害者が地域で一生安心して暮らせるしくみとして、365日24時間支援する「緊急時ホットライン」を創設し、障害者自立支援アシスタント派遣事業を強化・拡充すること。
  - ②ガイドヘルパーの増員と宿泊を伴う活動への派遣、自家用車を利用する障害者へのガソリン代支給等、障害者の移動支援策の拡充を図ること。
  - ③精神障害者の家族支援として、家族が緊急避難できる一時宿泊場所を早急に設置すること。
  - ④後見的支援制度については、全区展開の早期の実施を視野に入れ、計画を示すこと。
  - ⑤あんしん施策の推進にあたっては、人材の確保・研修・啓発を重視すること。特に、市職員の障害への理解を徹底すること。
  - ⑥高齢化や合併症で手厚いケアが必要になっても地域在宅生活が続けられるよう、ケアホームを早期に設置すること。
- 6) 重度障害者医療費助成制度は現行を維持・継続すること。精神障害者にも適用すること。
- 7) 精神科入院医療費負担を自立支援医療と同じく10%にすること。精神障害者入院援護金を月額3万円に引き上げ、所得制限を廃止すること。医師意見書の無料化を市の独自措置で行うこと。
- 8) 地域生活支援事業(ガイドヘルパー・デイサービス・短期入所・日常生活用具など)の利用者負担については、現行の負担料とすること。
- 9) 障害者グループホームについて、スプリンクラー設置助成の拡充、運営費の増額で夜間体制を強化するなど、入所者の安全を確保すること。
- 10) 市が知的障害者を対象に行っている「知的障害者雇用事業」を精神障害者にも広げ、市として精神障害者の雇用促進を率先して図ること。
- 11) 市の事業委託先における障害者の就労確保や、障害者の自主製品販路拡大のための常設店設置に対して、支援を行うこと。
- 12) 緊急災害時に備え、避難所における障害者の備品・装具・設備を充分確保すること。障害者にきめ細かな避難訓練を実施するなど、障害者の防災対策を具体化して進めること。
- 13) 聴覚障害者用補聴器センターの新設、公共施設・講演講座等への手話通訳者・筆記通訳者の配置、要約筆記者養成講習会の充実、多目的トイレの設置促進、「家事援助ボランティア地域ネットワークシステム」の構築等、障害者が安心して暮らせる環境整備を進めること。

14) 各区福祉保健センターのソーシャルワーカーを増員し、相談窓口機能を強化すること。

### 3. 国民健康保険の改善を

- 1) 国庫負担金の増額を国に求め、保険料負担緩和の市費繰入を増額する等、膨大な滞納解消にむけ、国保料の引き下げを図ること。
- 2) 保険料の減免規定に債務返済による実所得減少を加えるなど、被保険者の生活困窮や低収入に見合うように、減免制度の見直し・拡充を行うこと。
- 3) 受診抑制につながる「資格証明書」の発行はやめること。少なくとも、「特別の事情」の把握に努め、悪質な滞納と判断するまで資格証の発行は行わないこと。
- 4) 病気等「特別の事情」のある資格証明書交付世帯には保険証（短期証）を速やかに発行し、「分納相談」とは切り離すこと。
- 5) 資格証明書交付世帯のうち、「特別の事情」のある者が医療機関にかかった場合、保険証（短期証）の扱いになることを、医療機関に徹底すること。
- 6) 国民健康保険法第 44 条の医療費一部負担金免除にかかわる本市規定の拡充と制度の周知徹底を強めること。

### 4. 生活保護に関して

- 1) 生活保護申請書を窓口に着置き、申請権を保障すること。
- 2) 生活保護基準の増額、老齢加算の復活や熱中症対策等にあてる夏期加算を国に求めること。
- 3) 夏期見舞金を復活するとともに、クーラーの設置、修理費用を一時扶助で支給すること。
- 4) 「派遣切り」等による生活困窮者の保護決定は速やかに行うこと。民間アパート入居の希望に積極的に応え、職業訓練や資格取得に必要な費用の補助等の支援を強めること。

### 5. 市民税の減免制度の改善を

- 1) 川崎市のように、最低生活費の 1.3 倍を基準とした市民税減免制度を創設すること。
- 2) 市民税滞納者の個々の事情に対応した収納相談にていねいに応じるとともに、市民税減免規定の「親族の所得を加味した」との文言を削除すること。
- 3) 滞納解消の手段として、行き過ぎた「差し押さえ」の乱発はやめること。

### 6. 保健・医療施策に関して

- 1) 市立 3 病院、市大 2 病院は、高度な政策医療や救急医療の機能を備え、地域医療連携の拠点病院としての役割も大きく、市民の期待も大きい。そのために、医

- 師・看護師の確保に努め、必要な一般会計からの繰入は削減しないこと。
- 2) 市民病院については直営を維持すること。脳血管医療センターについては、拙速に経営形態の変更の結論をださないこと。
  - 3) 医師・看護師不足を解消するため、国・県・関係機関と連携し、市大医学部の定員拡大や勤務医の待遇の改善等対策を講じること。
  - 4) 医学生・看護学生への奨学金制度を市独自で行うこと。
  - 5) 女性医師や看護師の就労と職場復帰を支援するため、院内保育施設の完備、保育時間の延長、保育内容の充実、学童保育の年限延長等を行うこと。
  - 6) 全市1保健所体制から、各区1か所の保健所体制に戻すこと。当面、福祉保健センター長に医師をあて、常勤医師を増員すること。栄区に医師を配置すること。
  - 7) 肺炎球菌ワクチン・小児肺炎球菌ワクチン・Hib ワクチン・子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を導入すること。
  - 8) がん検診の受診率の向上を図るため、がん健診台帳による対象者の管理や個別勧奨を行うこと。
  - 9) がん検診体制の拡充・精度管理の向上のため、医療機関との個別契約を改めて医師会委託方式に変更し、医療機関の負担を軽減すること。乳がん検診のマンモグラフィ検査機関の増加を図る等、受診環境の改善を行うこと。
  - 10) 「特定健診」受診率を引き上げる手立てを講じること。また、健診に胸部レントゲン検査を含めること。
  - 11) 初期救急医療の安定的運営のため、各区休日急患診療所等の運営費助成費を人件費補助方式に戻すとともに、老朽化した施設の建替えは計画を先送りしないで実施すること。
  - 12) 医療機関・福祉施設における上下水道料金の減免制度を再開すること。
  - 13) 後期高齢者医療制度の保険料減免制度や窓口一部負担金減免規定を十分周知すること。
  - 14) 後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻したうえで、新制度の検討を行うよう、国に働きかけること。

### Ⅲ 横浜市中小企業振興基本条例を生かした横浜経済の振興を

#### 1. 横浜市中小企業振興基本条例（基本条例）を実効あるものするために

- 1) 本市基本条例、および2010年6月に閣議決定された「中小企業憲章」の普及・啓発を本市職員すべてに徹底し、市のすべての施策の根幹に基本条例を生かす努力をすること。
- 2) 基本条例の第3条の市の責務に基づき、中小企業・自営業振興の基本姿勢を明らかにし、市がその責任を持つことを宣言すること。
- 3) 基本条例に実効性を持たせるために、本市各部局や関係機関の横断的・全庁的な庁内組織をつくり、市長みずからその長に座ること。
- 4) 中小企業者・自営業者の要望をつかみ、基本条例に基づいた本市施策の点検をするため、市民を含めた「横浜市中小企業振興基本協議会（仮称）」設置すること。
- 5) 地域の特性にあった経済振興を図るため、中小業者に対する経営相談だけではなく、各行政区に経済振興課を設置して、各区の地域産業・経済振興策を策定すること。また、地域により密着した中小企業・自営業者振興施策をつかむため、各行政区に地域協議会等を設置すること。

#### 2. 中小企業・自営業者の振興を

- 1) 中小企業向け予算を、融資を除いて一般会計の2%に引き上げること。
- 2) 川崎市、相模原市をはじめ、多くの自治体で実施されている入札参加資格業者以外の小規模事業者の受注機会を拡大し地域経済の活性化を図る「小規模工事随意契約登録制度(仮称)」について、その実績など実施状況を調査し、制度導入を検討すること。
- 3) 急激に経営が悪化している業者に対し、貸し工場等の家賃、ガレージ代、機械設備のリース代など固定費に対する助成制度を創設すること。また、固定資産税の減免を行うこと。
- 4) 企業立地促進条例認定企業について、市内経済への波及効果を数量的に明らかにし、公表すること。これまで実施してきた条例認定企業の市内雇用実態調査の結果を公表し、市内雇用の比率の低い企業にはペナルティを課すこと。
- 5) 市内外の中小企業の異業種交流を進めるセクションを経済観光局に設置し、重層的で多様なマッチングの機会を確保し、当該事業者以外への波及を図るための手立てを構築すること。
- 6) 脱温暖化対策に対応したエネルギー分野、特に中小企業の技術力を生かした産業を本市が主導して育成していくこと。

#### 3. 制度融資の一層の改善を

- 1) 中小業者に対する無担保、無保証人の直貸し制度を創設すること。仕事が少な

く営業が困難な中小業者に対して小額の生活資金を融資する「中小企業生活支援資金制度（仮称）」を創設すること。

- 2) 無担保無保証人融資の利用率アップのための手立てを講じること。
- 3) 滞納している各種税金の完済のための融資制度をつくること。
- 4) 市民税以外の滞納を理由に申し入れを制限しないことを全金融機関に徹底すること。また、納税要件については、分納している場合は滞納扱いにしないこと。
- 5) 不況対策として、すべての制度融の返済期間、据え置き期間の更なる延長を図ること。

#### **4. 商店街の活性化・振興策を**

- 1) 2009年度商店街経営実態調査の結果を各区の地域振興課に徹底し、地域住民・自営業者と区で構成する「街づくり委員会」を作り、地域振興策を具体化すること。
- 2) 個性のある小売店を増やすために、起業資金など特別の融資制度や、空き店舗対策のためのインセンティブを拡充する。
- 3) 商店街を福祉と結び付け、デイサービス機能など、多様な高齢者と家族の要求を実現する公共空間と位置付け、必要な支援を行うこと。
- 4) 空き店舗を利用し、商店街にトイレを備えたサロンや休憩所を市の事業として設置すること。
- 5) 商店街に位置しながら、商店会に加盟していないチェーン店や大手企業の支店等に対し、当該商店会に加盟するよう指導すること。

#### **5. 市内の経済循環を旺盛にする公共工事の発注を**

- 1) 公契約制度の法制化を国に求めると同時に、本独自で契約条例を制定し、公共工事や指定管理者制度によって民間に移管された「公の施設」や業務委託契約等による公的施設における労働条件を守ること。
- 2) 公共工事での片務性の実態を調査して公表し、十分な協議のもとで実態に即した変更契約を行うこと。また、元請・下請の片務性・不平等な取引を排除するための指導を、発注者責任に基づいて強化すること。
- 3) 入札制度のランクをさらに細かく分け、業者数に見合った公共工事の配分を行い、能力に応じた競争環境を確保すること。
- 4) 現在行っている予定価格の事後公表を、試行から本格運用に切り替えること。
- 5) 予定価格は、市場の実勢を的確に反映できる方法により積算して適正な水準に設定し、最低制限価格の下限を予定価格の90%以上に設定すること。
- 6) 労務費の積算に当たっては、建設労働者の賃金水準および労働条件等を総合的に勘案し、生活できる賃金となるよう、適正に行うこと。
- 7) 総合評価落札方式については、低下入札価格制度を廃止し、最低制限価格制度

もしくは失格基準の引き上げを行うこと。

- 8) 水道局の委託業務契約における低入札価格調査制度を廃止し、最低制限価格制度を導入すること。
- 9) 改定された補助金活用事業内容を市内業者に周知徹底し、市内業者発注の実績と、「補助金交付に関する規則」に反した事業者名を、毎年公表すること。

## 6. 生き生きと生活できる雇用の創出を

- 1) 雇用創出プランのこれまでの実績と評価を実施して公表し、次期プランに反映させること。
- 2) 若者サポートステーションと連携し、職業訓練や就労セミナーなど若年無業者の就業支援を強めること。
- 3) ジョブマッチングよこはま事業を、予算と人員を増やし、市内4方面に設置すること。
- 4) 若者の正規雇用を拡大する本市独自の体制を、市民局および経済観光局を中心に設置すること。そのために、若者を雇用した市内中小企業に対し、補助金制度を拡充し、優遇税制度などを創設すること。
- 5) 本市と指定管理者の雇用する非正規労働者の実態を調査して公表するとともに、正規雇用の割合を増やし、非正規雇用でも「同一労働同一賃金」の立場で賃金を保障すること。
- 6) 市内大企業に対して、社会的責任として正規雇用を増やすよう、積極的に働きかけること。
- 7) 企業立地促進条例適用企業に、市内雇用および市内中小企業への発注の実績を毎年公表させること。

## 7. 市内農業を守り育て、食の安全と緑の確保を

- 1) 県内一の生産高を誇る横浜の農業をさらに発展させるため、予算を増やし、農業振興施策を充実させること。
- 2) 「はま菜ちゃん」などよこはまブランド農産物をさらに増やし、市内小売店やスーパーに特設コーナーを設置するなど、販売促進のための要請を農協等と協力して行うこと。
- 3) 市内公共緑化に市内生産の植木・花卉類を一定以上使用することを、要請ではなく、義務付けること。
- 4) 生産緑地拡大を図るための工夫・見直しをさらに進め、生産緑地の要件緩和を国に求めること。
- 5) 農業の担い手育成のため、新規就農者や横浜チャレンジファーマー研修生に対して月15万円を3年間支給する「就農者支援制度」を国に求めるとともに、国の制度ができるまで市独自の制度として実施すること。

- 6) 市内農業の大切さを市民に伝える啓発活動を旺盛に行うとともに、横浜チャレンジファーマー事業についての宣伝を強め、研修生の募集人員の増加、研修内容の充実を図ること。
- 7) 環境にやさしい農業に向けて、予算措置を行って、学校給食、飲食店、家庭等の生ごみの堆肥化、食品残渣や選定枝の利用などを促進させること。環境保全型農業推進者認定制度を進めるため、経済的支援も行うこと。
- 8) 遊休農地・荒廃農地を解消するため、賃借、市民農園等の開設等を積極的に支援すること。
- 9) ごみの不法投棄対策を強化し、私有の山林地等に放棄されたごみの撤去を市の経費で行うこと。



## IV 環境にやさしい、基地のない平和で安全な街づくりを

### 1. 市街地区域の拡大にストップをかけ、都市部の緑と斜面緑地を守る

- 1) 現行の開発調整条例を、事業者、資本系列、計画年度、隣接計画間隔などの要件を盛り込む方向で改正し、公園設置等の公共公益負担義務のがれを目的とする分割開発を規制すること。
- 2) 市街地の緑地保全のために、「市民緑地」等の新たな制度を導入すること。
- 3) 緑の減少に歯止めをかけるため、一般財源を投入して「横浜みどりアップ計画」の施策を推進すること。
- 4) 市街化調整区域における開発許可制度は、墓地などの「特例解除」は原則認めないなど、同区域での建築物規制を強めること。
- 5) 緑化地域に関する条例を改正し、建ぺい率などに応じた緑化面積の設定、商業地域を対象に加えるなど、国に先駆けて緑増加対策を拡充すること。
- 6) 瀬上の森（栄区上郷町）における開発業者の都市計画提案(再)については、今後も認めず、貴重な緑地を保存すること。
- 7) 都市計画提案制度による事業者の大規模開発計画提案にあたっては、市独自に現行の用途地域、マスタープランの遵守や、周辺地域との調和や周辺住民との事前協議、合意を求めること。

### 2. 地球温暖化をくい止め、資源循環型社会の実現をめざす

- 1) 横浜市脱温暖化行動計画（CO-D030）での温室効果ガス削減目標は、中期計画(素案)にあるように、国の「1990年比で2020年までに25%削減」にあわせるよう見直し、実現計画を立てること。
- 2) 産業、業務分野の排出削減を効果的にすすめるために、国に対して規制強化を求めること。また、東京都にならい、大規模事業所に温室効果ガス排出量削減目標の義務付けや排出量取引制度等の導入を検討すること。
- 3) 小規模事業所に対しては、財政的補助も含めて脱温暖化対策の支援を強化すること。また国にも支援を求めること。
- 4) 再生可能エネルギー設備を区役所、市立学校などの公共施設に設置する計画を策定し、再生可能エネルギー普及を率先して行うこと。
- 5) 住宅用太陽光発電、太陽熱利用システム促進を図るため、市独自の設置費用の補助を拡充すること。
- 6) 事業系ごみについては、焼却工場でのチェック体制とあわせ、減量、分別にむけた排出事業者への指導・監視を強化すること。
- 7) 家庭ごみについては、引き続き分別・減量化への啓発・指導を徹底すること。合わせて収集の無料制度を堅持すること。
- 8) 夏季(7・8月)の燃やすごみの収集回数について、2010年度の実態を検証し、市民の合意を得た上で、今後の回数を決めること。

- 9) 中区・栄区での燃やすごみ等の収集を、早急に民間委託から直営に戻すこと。
- 10) 2009年度実施の堆肥化実験を踏まえ、生ごみの堆肥化を事業化し、生ごみの資源化をすすめること。
- 11) リサイクル推進や環境情報の提供・普及啓発の活動拠点として、リサイクルプラザを拡充すること。

### 3. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏での公共基盤整備を図る

- 1) 上海港、釜山港等との成算のないコンテナ競争に終止符を打ち、南本牧ふ頭整備計画を見直すこと。MC-3の建設工事とMC-4建設計画の凍結を国に求めること。
- 2) 環境破壊・財政負担につながる高速横浜環状道路整備計画は、凍結・中止を含む抜本的見直しを行うこと。
- 3) 都市計画道路の見直しにあたっては、住民の意見・要望を尊重し、財政状況等を考慮して、真に必要な生活道路に絞りこむこと。特に、住民合意が得られない「岸谷線」などについては「計画廃止」とすること。
- 4) 羽田空港に関わる「神奈川口構想」は、白紙撤回すること。
- 5) 「エキサイトよこはま22」なる横浜駅周辺大改造計画は凍結し、防災・浸水対策、バリアフリー化に基軸を置いた横浜駅周辺の再開発計画に見直すこと。
- 6) 新市庁舎等の整備計画は「凍結」し、事業内容を十分周知のうえ、その是非を市民に問うこと。
- 7) 格差と貧困の拡大という社会経済情勢の変化を踏まえ、低所得者向けの市営住宅の新規建設に踏み出すこと。また民間借り上げ住宅を増やすこと。
- 8) 建築紛争やマンションの維持管理・耐震診断、建替え問題などに対応する相談・調整体制を、民間の力も借りて、区役所内に設けること。
- 9) 市内建築物などのバリアフリー化を促進し、エレベーター等未整備の駅舎解消を鉄道事業者に働きかけ、推進すること。
- 10) 生活道路の修繕・私道整備、雨水排水、公園の維持・管理等に関わる事業を推進するために、土木事務所関連予算を増やし、安全な生活基盤整備の拡充を図ること。

### 4. 災害に強い安全な街づくりをめざす

- 1) 小中学校での地域防災拠点で、2階以上にある防災備蓄庫は、早急に1階や校庭に移すこと。
- 2) 木造住宅耐震診断、耐震補強工事を促進するために、制度の周知徹底を図るとともに、申請手続きを簡便化して、利用促進を図ること。
- 3) マンションの耐震本診断と耐震補強工事について、制度の周知、利用促進を図ること。
- 4) 予想される東海地震、南関東直下型地震などの災害に備え、消防力の抜本的強

化を図ること。

- 5) 地域防災拠点や広域避難場所への避難路の確保、地域住民への周知とともに、施設・医療品・備蓄物品の拡充等をさらに図ること。
- 6) コンビニエンスストア等にAEDを設置し、操作方法の研修を広く行うこと。

## **5. クルマ依存社会を脱却し、バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を**

- 1) 住民の足を守る公営交通企業として、市営バス事業を堅持すること。そのための必要な一般会計からの補助を行うこと。
- 2) 市営バスの停留所の上屋整備を、民間に頼ることなくすすめること。
- 3) 交通不便地域の解消にむけた路線の再編・新設や、コミュニティバス、ジャンボタクシーなどを導入すること。
- 4) 市民等が行っている交通サポート事業に対して、過度な住民負担にならないように、物心両面から支援の拡充を図ること。
- 5) 災害時等の安全性を確保するために、市営地下鉄のワンマン化を見直すこと。
- 6) 駅周辺の自転車・バイク駐輪場の整備を促進すること。

## **6 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を**

- 1) 池子米軍住宅建設については、400戸をよしとせず、あくまで市是である米軍基地「全面返還」の立場から、追加建設計画の撤回を国に求めること。
- 2) 遊休化している上瀬谷、深谷基地への米軍住宅建設は断固拒否し、池子の飛び地を含め市内米軍施設の早期返還にむけ、市長が先頭になって国および米国への働きかけを強化すること。
- 3) イベントなどにおいて、市の管理する横浜港に、自衛隊護衛艦や米軍軍艦を入港・接岸させないこと。
- 4) 市会の決議だけではなく、平和市長会議の参加にふさわしく、横浜市としても非核平和都市宣言を行うこと。合わせて「非核三原則」にもとづいて、「非核証明書」のない軍艦等の横浜港入港接岸を拒否すること。
- 5) 平和市長会議加盟自治体として、また、ピースメッセンジャー都市として、公式の広島・長崎平和式典や原水禁世界大会等への市民代表の派遣や、核兵器の廃絶、米軍基地の撤去等にむけた平和活動や広報予算を大幅に拡充すること。
- 6) 横浜大空襲の日(5月30日)を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施・強化すること。合わせて、空襲・戦災等の資料展示場として「横浜平和会館」(仮称)を整備すること。